2024 年版これで合格宅建士シリーズ 正誤表

令和 6 年 10 月 17 日
株式会社Kenビジネススクール
Ken不動産研究

このたびは、「これで合格宅建士シリーズ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。下記の書籍につきまして、修正箇所がございます。ご覧いただけますようお願い申し上げます。

■2024 年版 これで合格宅建士 基本テキスト 上巻



第 1 編 宅地建物取引業法等

•117 ページ 9 その他の業務上の規制 本文 (3)契約の申込みの撤回または解除の場面におけるルール～表題 （誤） ②預り金の返還の拒否の禁止 ↓ 下記のように訂正いたします。 （正） ②契約の解除を拒みまたは妨げる行為の禁止

■2024 年版 これで合格宅建士 基本テキスト 下巻



第 3 編 法令上の制限

•207 ページ 4-4 建蔽率＜集団規定 本文 (1)建蔽率の上限～場所によって上限が異なるの？ 表内「用途地域～1 住居・2 住居・準住居・準工業・近隣商業の最右欄～“左の①と②の両方を満たす場合”」 （誤） +10％※2

↓ 下記のように訂正いたします。

（正） +20%※2

■2024 年版 これで合格宅建士 要点整理



Part1 宅地建物取引業法等

・46 ページ ⑤ その他特殊なパターン 表内
6 記載内容

↓ 改正によりまして、下線部分を追補いたします。

建物状況調査（実施後 1 年（鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等にあっては 2 年）が経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、およびこれを実施している場合におけるその結果の概要

■2024 年版 これで合格宅建士 厳選過去問集



Part1 宅地建物取引業法等

・45 ページ 【問 42】 専任媒介契約等
肢 4 解説文
（誤） 媒介契約を締結した宅建業者は、当該媒介契約の目的物である宅地または建物の売買ま

たは交換の申込みがあったときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければなりません（宅建業法 34 条の 2 第 8 項）。申込みについて、依頼者の希望する条件を満たさない申込みであると判断した場合であっても、遅滞なく、申込みのあった旨を依頼者に対して報告する義務があります。

↓ 下記のように訂正いたします。

（正） 専任媒介契約を締結した宅建業者は、依頼者が他の宅建業者の媒介又は代理によって売買契約を成立させたときの措置について、媒介契約書面に記載しなければなりません（宅建業法 34 条の 2 第 1 項 8 号、同法施行規則 15 条の 9 第 1 号）。

Part2 権利関係

・207 ページ 【問 95】 遺言と遺留分
肢 3 解答
（誤） ○

↓ 下記のように訂正いたします。

（正） ×

上記の訂正によりまして、正しいものはなくなりますので、本問題は「解なし」となります。

■2024 年版 これで合格宅建士!! 直前出題予想 50 問 1 問 1 答編（全範囲）

Part2 法令上の制限等

・110 ページ 8 建築基準法－建蔽率・容積率
4 建蔽率～敷地面積いっぱいに建物は建てられない？
表内「用途地域～第 1 種住居・第 2 種住居・準住居・準工業・近隣商業の最右欄～“左の①と②の両方に該当する場合”」

（誤） +10%※2

↓ 下記のように訂正いたします。

（正） +20%※2

ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。